第百四十三条中第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船員に係るものに関すること（海技課の所掌に属するものを除く。）。

第百四十三条第六号及び第七号を削り、同条を第百四十四条とし、第百四十二条の次に次の一条を加える。

（海洋・環境政策課の所掌事務）

第百四十三条　海洋・環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海事局の所掌事務に関する海洋の開発及び利用に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

二　海事局の所掌事務に関する環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

三　海事局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

四　水上運送（水上運送事業によるものを含む。次号及び第百五十条第二号において同じ。）に係るエネルギーの使用の合理化に関する船舶の施設に関する基準の設定に関すること。

五　水上運送に係るエネルギーの使用の合理化に関する船舶の施設に関する検査制度の企画及び立案に関すること。

六　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備、揮発性物質放出防止措置手引書、二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標の基準の設定並びにこれらの設備等に関する検査制度の企画及び立案に関すること。

七　独立行政法人海上技術安全研究所の組織及び運営一般に関すること。

八　船舶に関する原子力の利用に関すること。

九　海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること。

第百四十七条第二号中「総務課」を「海洋・環境政策課」に改める。

第百四十八条及び第百四十九条を次のように改める。

第百四十八条及び第百四十九条　削除

第百五十条第一号中「安全基準課」を「安全政策課」に改め、同条第二号及び第三号中「安全基準課」を「海洋・環境政策課」に改める。

第百九十条第二項中「第十七条第六号」を「第十七条第五号」に改める。

第二百二十四条の三第一項中「総務課」を「総務課　観光戦略課」に、「国際観光政策課　国際交流推進課」を「国際観光課」に改める。

第二百二十四条の四中第十七号から第二十二号までを削り、第二十三号を第十七号とし、第二十四号を第十八号とする。

第二百二十四条の七を削る。

第二百二十四条の六（見出しを含む。）中「国際観光政策課」を「国際観光課」に改め、同条第一号中「こと」の下に「（観光戦略課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第二号を同条第四号とし、同条第二号中「（前号に掲げる事務に係るものに限る。）」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　外国人観光旅客の来訪及び国際会議の誘致の促進その他の国際交流の推進による国際観光の振興に関すること（観光地域振興部の所掌に属するものを除く。）。

第二百二十四条の六を第二百二十四条の七とし、第二百二十四条の五を第二百二十四条の六とし、第二百二十四条の四の次に次の一条を加える。

（観光戦略課の所掌事務）

第二百二十四条の五　観光戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　観光の振興を広範かつ一体的に推進するための基本的な方針の企画及び立案に関すること。

二　容易に観光旅行をすることができる環境の整備その他観光旅行の普及発達に関すること。

三　観光に関する調査及び研究に関すること。

四　観光に関する統計に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、観光の振興に関すること（観光地域振興部並びに観光産業課及び国際観光課の所掌に属するものを除く。）。

六　観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）第八条の規定による観光の状況及び施策に関する年次報告等に関すること。

附則第五条の三中「附則第二十五条第二号」を「附則第二十五条の二」に改める。

附則第二十五条中「次に掲げる」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務並びに同条第五項の業務のうち貸付契約及び保証契約に係る業務に関する」に改め、各号を削る。

附則第二十五条の二中「第百四十五条に規定する」を「第百四十六条各号に掲げる」に改め、同条を附則第二十五条の三とし、附則第二十五条の次に次の一条を加える。

（海事局安全政策課の所掌事務の特例）

第二十五条の二　海事局安全政策課は、第百四十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、特定保険者交付金交付契約に関する事務をつかさどる。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年七月一日から施行する。

（国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部改正）

2　国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条の表国際観光振興機構分科会の項中「観光庁国際観光政策課」を「観光庁国際観光課」に改める。

（船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

3　船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十五年政令第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち国土交通省組織令第百四十六条第五号の改正規定中「第百四十六条第五号」を「第百四十四条第五号」に改める。

福島復興再生特別措置法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国土交通大臣　太田　昭宏

内閣総理大臣　安倍　晋三